

Q・小型家電リサイクルで、金・銀等の再利用を

A・先進自治体を研究し、検討する



昨年4月に、「小型家電リサイクル法」が施行された。使用済み高品位

小型家電を回収し、事業者に売却。金・銀やレアメタル等を取り出して再利用する制度である。

都市鉱山の有効活用と言われている。有用金属再資源化・廃棄量削減と最終処分場延命化・有害物質適正処理等のメリットがある。

事業取り組みにつき本町の見解を聞く。

Q 「小型家電リサイクル法」に対して、県内動向や本町の対応は。

A 経済建設部長

県内のほとんどの自治体は法に準じた業務を含めた事業に取り組んでいる。本町は平成22年より、小型家電を含む金属回収を実施。認定業者への持ち込みはしていない。

※高品位家電については、

本町持ち込み業者が抽出して、認定業者に売却。

Q 近隣自治体の対応は。

A 経済建設部長

近隣で認定事業所と連携して高品位家電の分別リサイクルを行っているのは、名古屋市・北名古屋市・清須市・小牧市。

Q 町が本格的に踏み出せない理由は。

A 経済建設部長

すでに回収している小型家電をさらに細分化して分別回収することとは住民に対してお願いしにくい。絶対量が多く見込めないため、費用対効果の面であまり期待が持てない。

Q 町の小型家電や金属類の回収量は。

A 経済建設部長

小型家電は不明だが、金属類の合計回収量は、

25年度は約2.8トン。

Q 本町も本格的に検討を開始してはどうか。

A 経済建設部長

法制定の背景もあり、県内でもすべての自治体を実施。先進自治体の研究をして、本町に合った方法等について検討していく。

※高品位家電

環境省が定めた使用済み小型家電のうち、金・銀・レアメタル等を比較的多く含む家電品。

携帯電話・デジタルカメラ・携帯ゲーム機・ICレコーダー等。



高品質家電の案内板